

6 文 科 総 第 1905 号  
令 和 7 年 3 月 5 日

各 都 道 府 縿 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 縍 知 事 殿  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 施 設 等 機 関 の 長  
各 文 部 科 学 省 特 別 の 機 関 の 長  
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長  
日本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 济 事 業 団 理 事 長  
公 立 学 校 共 济 組 合 理 事 長

文 部 科 学 事 務 次 官  
藤 原 章 夫

### 東日本大震災発生十四年となる3月11日における弔意表明について（通知）

標記について、令和7年3月4日付で、別添のとおり復興大臣から文部科学大臣宛て通知がありました。

については、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれでは、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

#### 【本件連絡先】

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 総 務 課 法 令 審 議 室 審 議 第 一 係  
電 話 : 03-5253-4111 (内線3102)

(別添)

復本第393号  
令和7年3月4日

文部科学大臣 あべ 俊子 殿

復興大臣 伊藤 忠彦

東日本大震災発生十四年となる3月11日における  
弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におけるは、当該独立行政法人等を含む。）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

あわせて、貴省部内及び関係者に対して、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴殿におかれましては、教育委員会をはじめとした関係機関等への周知等に御協力をお願いいたします。

おって、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

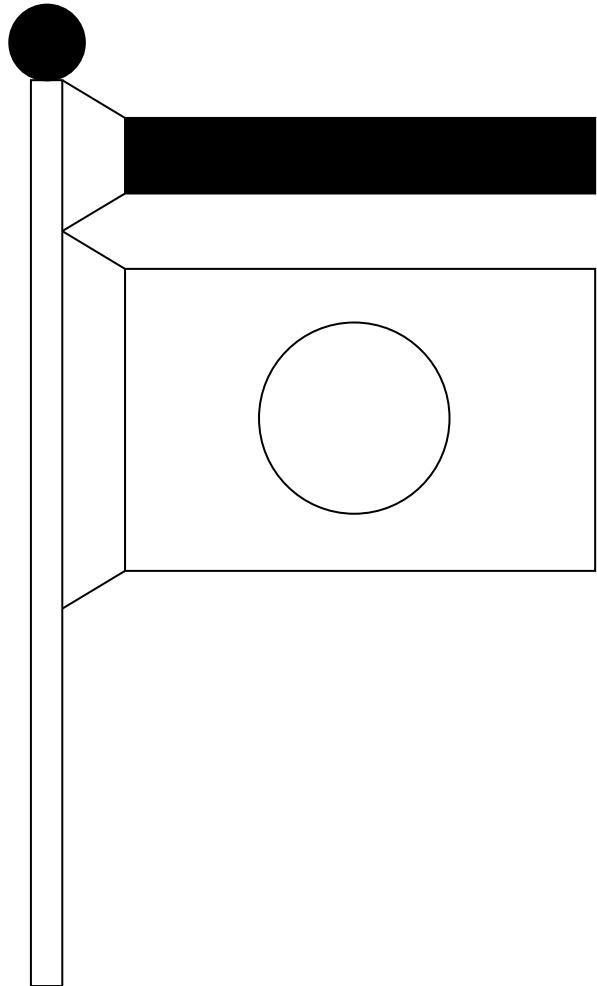
## 東日本大震災の弔意表明について

（令和7年3月4日）  
閣議了解

東日本大震災発生十四年となる3月11日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を探るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参考



蔽  
 ヒ 大喪  
 且 中國旗  
 竿 大  
 ノ 上部  
 ヲ 揭揚  
 ノ 二  
 ヲ 黑  
 ヲ 布  
 ヲ 附  
 ハ 附  
 ヘ 附  
 シ 附  
 其 ハ  
 ノ  
 圖 式  
 左  
 ノ  
 如  
 シ

壓  
 襪  
 中  
 國  
 旗  
 ヲ  
 揭  
 揚  
 ス  
 ル  
 ト  
 キ  
 ハ  
 竿  
 球  
 ハ  
 黑  
 布  
 ヲ  
 一  
 以  
 テ  
 之  
 ヲ

中  
 國  
 旗  
 ヲ  
 揭  
 揚  
 方  
 大  
 正  
 令  
 年  
 第  
 七  
 月  
 一  
 十  
 号  
 日